

とにかくわかりやすく読みやすい!

消防に関する判例を100精選した最新の判例集がついに発刊!

待望の
新刊!

消防関係判例100

◆監修／弁護士 木下健治 ◆編著／全国消防長会 ◆発行／一般財団法人全国消防協会

■A5判 ■344頁
■定価(本体2,000円+税)
ISBN978-4-8090-2397-2 C3032 ¥2000E

だから本書は
わかりやすい!

本書の特色

- ★各判例を「1 事案概要」「2 認定事実」「3 争点」「4 争点に対する判断」「5 解説」に分けてわかりやすく紹介!
- ★「警防業務」「救急業務」「指令業務」「予防・査察業務」「危険物業務」「人事管理」「情報公開」に分類。知りたい判例が一目瞭然!
- ★過去の重要判例はもちろん、近年の判例も多数登載!
(昭和28年から平成25年まで)
- ★巻末には判例に関する条文を参考登載!



内容見本

指令判例 40
消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことが不法行為に当たるとした判例
(京都地裁平成15年4月30日判決)

関係法条 国家賠償法1条
原告 甲(救急車要請の通報者)
被告 乙(X市)

関係法条の条文は
巻末に登載

1 事案概要

甲は、2日にわたり合計20回、自宅から119番通報を繰り返すこととなり、消防指令センターが甲の通報を受けて、甲の自宅前に倒れている甲の妻を救助するために出動した救急隊によって病院に搬送され、脳梗塞を患い、四肢体幹機能障害という後遺症を遺した。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

2 認定事実

- ① 甲が脳梗塞の発作を起こし、消防に救急車の出動を要請した。甲は、2日にわたり合計20回、自宅から119番の番号を何度も繰り返すことができなかつたことなどから、電話による通報が適切でなかつたことなどから、消防指令センターの職員(以下「指令センター員」という。)は、甲の通報を受けて、甲の自宅前に倒れている甲の妻を救助するために出動した救急隊によって病院に搬送され、脳梗塞を患い、四肢体幹機能障害という後遺症を遺した。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。
- ② 3回目の通報の際には、通報を受信した指令センター員が、甲の妻が倒れていると判断し、甲の妻を救助するために出動した救急隊を出動させた。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。
- ③ 4回目の119番通報の際には、指令センター員が、甲の妻が倒れていると判断し、甲の妻を救助するために出動した救急隊を出動させた。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

112 判例40

⑤ 8回目の119番通報の際には、指令センター員が甲に対し「はい。」あるいは「ふわあい。」といった声を数回発した。甲は、この声を聞いて、甲の妻が倒れていると判断し、甲の妻を救助するために出動した救急隊を出動させた。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

甲は、2日にわたり合計20回、自宅から119番通報を繰り返すこととなり、消防指令センターが甲の通報を受けて、甲の自宅前に倒れている甲の妻を救助するために出動した救急隊によって病院に搬送され、脳梗塞を患い、四肢体幹機能障害という後遺症を遺した。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

3 争点

消防指令センターの職員が救急隊を出動させなかったことが不法行為に当たるとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

4 争点に対する判断

発信者の身元、通報回数まで把握されていることを告げられ、甲は、この声を聞いて、甲の妻が倒れていると判断し、甲の妻を救助するために出動した救急隊を出動させた。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

114 判例40

いた指令センター員が、甲の妻が倒れていると判断し、甲の妻を救助するために出動した救急隊を出動させた。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

そうすると、指令センター員としては、この時点で、救急隊等を出動させるか、少なくとも、この通報が真に救助を求めるものかどうかを確認するための何らかの措置をとるべき義務が生じたというべきである。ところが、この通報の受信を担当した指令センター員も、指揮台を担当した指令センター員も、この通報もいざ知らずと判断し、救急隊を出動(弁護の全趣旨によると、この時点で甲方に救急隊を出動させることは可能であった)させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

解説で納得!

5 解説

- ① 指令センターの職員の義務
指令センターの職員は119番通報等によって、救急業務を実施する必要がある事態が発生したことを認知した場合には、救急隊等を出動させることが不可能でない限り、救急隊を出動させるなどの処置をとる義務がある。
- ② 救急車の出動の要否の判断
本判例では、「X市の「消防通信規程」や「指令管制マニュアル」においては、119番通報の際に、適切に事態を通報できない者の存在も想定して救急隊の出動の要否を判断すべきものとされており、本件の場合も通報が真に救助を求めるものかどうかを確認するための何らかの措置をとるべき義務があった」と判事によるものである。

114 判例40
甲は、2日にわたり合計20回、自宅から119番通報を繰り返すこととなり、消防指令センターが甲の通報を受けて、甲の自宅前に倒れている甲の妻を救助するために出動した救急隊によって病院に搬送され、脳梗塞を患い、四肢体幹機能障害という後遺症を遺した。甲は、消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を出動させなかったことにより、甲の妻に損害が生じたとして、乙に対し損害賠償を請求して、認められた事案である。

何が問題で、どのような判断がなされたかがわかる!

幹部(管理)職員や総務担当者はもちろん、救急隊員や指令員、消防団担当者…

消防関係判例を網羅した本書は、あらゆる消防職員にとって、知っておくことで必ずプラスになる1冊!

目次(抜粋)

1 警防業務

I 消火活動

- 1 延焼防止のための破壊活動による損害の補償を消防法第29条第3項に基づき認められた判例(最高裁第三小法廷昭和47年5月30日判決)
- 2 消火活動及び荷物搬送の指示について消防の過失はないとした判例(大阪高裁昭和55年9月26日判決)
- 7 消火活動に従事した消防団OBの過失に対する賠償責任を認めた判例(新潟地裁平成23年2月25日判決)

II 再燃火災

- 8 再燃火災について消防の過失が認められないとした判例(仙台高裁秋田支部昭和51年2月6日判決)
- 9 消防職員のとった措置に対し失火責任法適用の有無が争われた損害賠償請求について差戻控訴審で棄却した判例(名古屋高裁昭和55年7月17日判決)
- 10 再燃火災について消防に重大な過失はないとした判例(最高裁第三小法廷平成元年3月28日判決)
- 13 消火した枯草等が再燃し隣接建物に延焼した火災について失火者に重大な過失が認められないとした判例(さいたま地裁平成16年12月20日判決)

III 防災・救助活動

- 14 集中豪雨による山崩れで発生した人損に対して行政の不作為責任を認めた判例(高知地裁昭和59年3月19日判決)
- 15 土砂崩れ現場の指揮者に警戒監視体制の整備及び事実上の避難指示をすべき義務が条理上認められないとした判例(高松高裁昭和63年1月22日判決)
- 16 要救助者が凍死したことについて山岳救助隊の選択した進行方法が国家賠償法上違法であるとした判例(札幌地裁平成24年11月19日判決)

IV 消防車の緊急走行時の交通事故

- 17 消防自動車の緊急走行中に発生した交通事故が機関員の過失によるものとして有罪とした判例(札幌高裁昭和32年10月15日判決)
- 18 消防自動車の緊急走行中に発生した交通事故が運転者の注視義務違反によるものとして有罪とした判例(横須賀簡裁昭和33年2月19日判決)

V 訓練

- 19 救助訓練中の隊員の死亡事故について市の安全配慮義務違反があったとした判例(宮崎地裁昭和57年3月30日判決)

VI 防火水槽等の維持管理

- 21 消火栓の設置保存に瑕疵があったとした判例(広島地裁昭和43年9月6日判決)
- 24 防火水槽への転落事故について市に対する損害賠償請求を棄却した判例(東京高裁昭和53年3月29日判決)
- 25 建造物の通常の用法に即しない行動により生じた事故について損害賠償請求を棄却した判例(最高裁第三小法廷昭和53年7月4日判決)
- 27 防火用貯水槽の設置管理に瑕疵がなかったとした判例(最高裁第三小法廷昭和60年3月12日判決)

2 救急業務

I 救命処置

- 28 救急隊員の病態把握等に過失があったとする損害賠償請求を棄却した判例(東京地裁平成13年6月29日判決)
- 29 救急活動中に救命行為を行わなかった救急隊員の判断に誤りはなかったとした判例(名古屋地裁平成17年12月21日判決)

II 救護・搬送

- 30 管轄外の転院救急搬送を地方自治法に定める公共事務に該当する行政サービスとして適法とした判例(千葉地裁平成7年4月19日判決)

- 34 救急搬送時に傷病者が骨折した事案について救急隊員の過失を認めた判例(さいたま地裁平成22年3月9日判決)

III 救急車の緊急走行中の交通事故

- 35 緊急走行中の救急車の交通事故について救急車に過失があるとした判例(札幌地裁昭和44年11月21日判決)
- 38 救急車が交差点内で起こした交通事故の過失割合を3割とした判例(大阪高裁平成19年12月4日判決)

3 指令業務

- 39 指令室を無人にした消防職員に対する懲戒免職処分を適法とした判例(大阪地裁平成15年3月12日判決)
- 40 消防指令センターの職員が出場要請に対し救急隊等を自動させなかったことが不法行為に当たるとした判例(京都地裁平成15年4月30日判決)

4 予防・査察業務

I 防火管理責任

- 41 ホテル火災について防火管理者ではない経営者の刑事責任を認めた判例(和歌山地裁昭和51年3月30日判決)
- 44 ホテル火災について防火管理者の刑事責任を認めた判例(山形地裁昭和60年5月8日判決)
- 45 ホテル火災について実質的経営者の刑事責任を重くとらえ実刑とした判例(最高裁第一小法廷平成2年11月16日決定)
- 46 デパートビル火災について防火管理者等の刑事責任を認めた判例(最高裁第一小法廷平成2年11月29日決定)
- 47 デパート火災について経営会社の取締役人事部長等に業務上過失致死傷罪の成立が認められないとして無罪とした判例(最高裁第一小法廷平成3年11月14日判決)
- 48 ホテル火災についてホテルの管理権原者及び防火管理者の刑事責任を認めた判例(静岡地裁沼津支部平成5年3月11日判決)
- 49 ホテル火災についてホテル経営会社代表取締役社長の刑事責任を認めた判例(最高裁第二小法廷平成5年11月25日判決)
- 50 カラオケ店経営者の防火管理上の刑事責任を認めた判例(神戸地裁平成19年12月12日判決)
- 51 雑居ビル火災について会社の実質的な経営者等の業務上過失致傷罪を認めた判例(東京地裁平成20年7月2日判決)

II 火災予防・製造者責任

- 52 死者が発生した火災について易燃物の管理責任者の業務上失火罪及び業務上過失致死罪を認めた判例(最高裁第一小法廷昭和60年10月21日判決)
- 56 県が所有し市が管理する土地に放置された廃棄物に放火され延焼した火災について市の過失を認めた判例(大阪地裁平成22年7月9日判決)

III 消防同意・立入検査・調書等

- 57 消防同意は抗告訴訟の対象となる行政庁の行為ではないとした判例(最高裁第一小法廷昭和34年1月29日判決)
- 58 消防司令補が作成した現場見分調書を刑事訴訟法に規定する証拠とすることができるとした判例(東京高裁昭和57年11月9日判決)
- 59 検察送致後に消防職員が作成した質問調書の証拠能力を認めた判例(最高裁第三小法廷昭和58年7月12日判決)
- 61 消防職員による立入検査について違法ではないとした判例(東京地裁平成20年10月20日判決)

5 危険物業務

- 62 条例による貯蔵所設置許可申請却下処分が裁量権を逸脱しているとした判例(広島地裁昭和28年10月7日判決)
- 67 給油取扱所変更許可処分が有効に成立していないとした判例(最高裁第一小法廷昭和57年7月15日判決)
- 68 給油作業中の失火について予見可能性を認めた判例(最高裁第二小法廷昭和57年11月8日判決)
- 69 法規制上の障害に基づく損失は道路法第70条における損失賠償の対象にならないとした判例(最高裁第二小法廷昭和58年2月18日判決)

6 人事管理

I 公務災害

- 70 消防団員に対する補償に加え国家賠償法による損害賠償請求を認めた判例(名古屋地裁昭和44年12月17日判決)
- 71 訓練中の死亡について公務外と認定した処分の取消しを認めた判例(大阪高裁平成6年2月23日判決)
- 78 公務災害認定請求に対して公務外の災害であるとした処分の取消請求を認めた判例(東京高裁平成24年6月6日判決)

II 消防吏員の懲戒処分等

- 79 消防職員の非違行為に関連して指揮監督責任がない職員に対して行った懲戒処分の無効確認請求を棄却した判例(広島地裁昭和50年11月20日判決)
- 80 猿の死骸などを消防長の機の引き出しに入れた消防職員の行為に対し威力業務妨害罪の成立を認めた判例(最高裁第二小法廷平成4年11月27日判決)
- 84 酒気帯び自損事故による懲戒免職処分の取消しを認めた判例(神戸地裁平成25年1月29日判決)

III 消防吏員の人事・手当等

- 85 一般職員の消防吏員への任命処分の取消し請求を認めた判例(青森地裁昭和44年1月31日判決)
- 86 女性職員が昇格させられなかったことが性別による差別的取扱いに当たるとする損害賠償請求を棄却した判例(名古屋高裁昭和58年4月28日判決)
- 87 隔日勤務の消防吏員の勤務時間の特殊性は消防職員給料表の給料表で考慮されているとして特殊勤務手当の支払請求を棄却した判例(福岡高裁昭和59年9月26日判決)

IV 消防団長の人事

- 88 消防団長の解職処分の執行による損害は行政事件訴訟特例法に定める「償うことのできない損害」には該当しないとした判例(仙台高裁昭和35年8月8日判決)
- 89 非常勤の消防団長に対する消防団規則による分限罷免処分を無効とした判例(仙台高裁昭和36年2月25日判決)

V 勤務時間外の交通事故

- 91 交通事故で消防職員が失明したことによる逸失利益の損失率を2割と算定した判例(高松高裁平成元年11月30日判決)
- 92 治療のための年次休暇利用に伴う損害等が休業損害等に当たると認められた判例(神戸地裁平成7年3月1日判決)

7 情報公開

I 公文書公開請求

- 93 建物火災に関する公文書の一部非公開決定の取消しと損害賠償の請求を棄却した判例(横浜地裁平成10年10月28日判決)
- 97 公文書公開請求に対する一部非公開処分の取消しを認めた判例(福岡高裁平成21年6月23日判決)

II 弁護士会照会・文書提出

- 98 弁護士会からの照会に基づく前科等の報告を違法とした判例(最高裁第三小法廷昭和56年4月14日判決)
- 100 弁護士会からの照会に対する回答拒否を一部違法とした判例(名古屋高裁平成23年7月8日判決)

関係法条

法律(抜粋)

- 民法(抄)(明治29年4月27日法律第89号)
- 刑法(抄)(明治40年4月24日法律第45号)
- 国家賠償法(抄)(昭和22年10月27日法律第125号)
- 消防法(抄)(昭和23年7月24日法律第186号)
- 地方公務員法(抄)(昭和25年12月13日法律第261号)
- 行政事件訴訟法(抄)(昭和37年5月16日法律第139号)
- 地方公務員災害補償法(抄)(昭和42年8月1日法律第121号)

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令

検索

<http://www.tokyo-horei.co.jp/>

販売 東京法令出版 株式会社

- ☎112-0002 東京都文京区小石川5丁目17-3 (代表) ☎03(5803)3304 FAX(5803)2560
- ☎534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227
- ☎062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1-27 ☎011(822)8811 FAX(795)6611
- ☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5684
- ☎462-0053 名古屋市北区光音寺町野方1918 ☎052(914)2251 FAX(914)2253
- ☎730-0005 広島市中区西白島町11-9 ☎082(212)0888 FAX(212)0018
- ☎810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590
- ☎380-8688 長野市南千歳町1005 (営業) ☎026(224)5411 FAX(224)5419
- (編集) ☎026(224)5412 FAX(224)5439

広くご覧ください

お申込みはこちら

インターネットでお申込み
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>
(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み
0120-338-272
(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み
0120-338-923